

当別町水道事業給水条例施行規程

(目的)

第1条 当別町水道事業給水条例（昭和51年当別町条例第20号。以下「条例」という。）の施行について別に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(給水用途外の使用制限)

第2条 水道使用者は、当別町水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届出た給水の用途以外の用途に水道を使用してはならない。ただし、家事以外の用に使用するものとして届出たものを家事の用に使用する場合は、この限りでない。

(給水装置の構造)

第3条 給水装置は給水管、並びにこれに直結する分水せん、止水せん、水ぬきせん、給水せん、及びメーター等をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックス、その他必要に応じて付属用具を備えなければならない。

(指定材料)

第4条 給水装置に使用する材料は管理者が別に定める材料（以下「指定材料」という。）を使用しなければならない。ただし、指定材料以外を使用するときはあらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

(構造及び材質の基準)

第5条 給水装置の構造及び材質は水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に定める基準にもとづき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 配水管の取付口の位置は、給水装置相互間の水の流量に悪影響を及ぼさないよう既設装置より30センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管の取付口における給水管の口径は、配水管の水圧が動水圧の場合でも使用水量が管末で充分給水可能であって、家事の用に使用する場合については、1せん当りの流量は、毎分15リットル以上を給水し得るものでなければならない。その他の場合にあつては、人員、用具、使用状態及び建物の面積等に適応するものであること。
 - (3) 吸引による水道水の汚染、または、水道水の使用に障害を及ぼすことのないよう配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのある管に直接連結させてはならない。
 - (4) 凍結防止のため水ぬきせん、または不凍せんを使用するとともに給水管の布設には、防寒上必要な処置を講じなければならない。
 - (5) 酸、アルカリによって侵されるおそれのある箇所、または温度の影響を受けやすい給水管を配管するときは、防しよく、その他必要な処置を講じなければならない。
 - (6) 給水装置にポンプを直結してはならない。
 - (7) プール、防火用水槽等の水槽に給水する給水装置の流出口は、落込み方式とし、満水面より15センチメートル以上の位置に設けなければならない。
 - (8) 水洗便器に給水する給水装置にあつては、当該給水装置または、水洗便器に真空破壊装置を備える等逆流の防止に有効な装置を講じなければならない。
 - (9) 本町水道事業以外の水道管、その他水が汚染されるおそれのある設備と直接連結してはならない。
- 2 給水装置に直結する特殊器具は、次の各号に適合するもので、管理者の承認を得たものでなければならない。
- (1) 1.75メガパスカルの試験水圧に耐えるか、または減圧弁を設けること。
 - (2) 水に接する部分の材料は、水質に悪影響を与えないものであること。
 - (3) 器具内より逆流を防止する装置を取付けてあること。

(4) 水撃作用の発生しにくい構造であること。

(給水工事の申込)

第6条 条例第5条の規定による給水工事の申込みによる承認は、給水工事申請書の受理をもって、これに代えるものとする。ただし、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

(利害関係人の同意書の提出)

第7条 条例第5条第2項の規定による管理者が必要と認めるときは、次の各号の一に該当するときをいう。

- (1) 他人の給水装置から分岐して、給水を受けようとするとき。
- (2) 給水工事施行するにあたり、他人の所有地並びに使用地を占用しようとするとき。
- (3) 他人の家屋に給水しようとするとき。
- (4) 他人の給水装置を改造しようとするとき。

(給水装置の位置の決定)

第8条 給水装置の位置は、申込者が指定する。ただし、管理者は、その位置が管理上不相当と認めるときは、工事申込者の同意を得て変更することができる。

(給水工事費の算出)

第9条 条例第8条の規定による工事費の算出は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設計費は、給水工事に関する調査及び設計書の作成に要する実費とし、その額は、条例第34条第1項に規定する率により算出するものとする。
 - (2) 材料費は、管理者が別に定める単価表により算出する。
 - (3) 労力費は管理者が別に定める職種別の賃金により算出する。
 - (4) 道路復旧費は、舗装道及び砂利道に区分し、管理者が別に定める単価表により算出する。
 - (5) 諸経費は、請負直接費の合計額の15パーセント以内とする。
- 2 条例第8条第2項に規定する特別の費用とは、鉄道及び水路横断または防寒工に要する費用等をいい、管理者が別に定める単価表により算出する。

(指定業者が施行する工事)

第10条 条例第6条第1項の指定業者が給水工事を施行しようとするときは、給水工事申請書に申請者及び所有者の住所、氏名、水道使用者名、設置場所、利害関係、承諾欄、工事費内訳を記入し、設計図を添付の上、管理者に提出し、審査及び構造材質の確認を受けなければならない。

2 前項の規定のほか、公道部分に給水装置を設置するときは、道路占用許可申請に係る関係書類を提出しなければならない。

3 第1項の設計図書の審査に合格したものについて、すみやかに工事着手届を提出しなければならない。

4 指定業者は工事が完了したときは、直ちに工事竣工図を作成のうえ、竣工届を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

5 条例第34条の規定に基づく手数料を管理者が発行する納入通知書により納入期限までに納入しなければならない。

(給水工事の保証期間)

第11条 管理者が施行した給水工事で、工事完了の日から1年以内に町の責による工事の欠陥または不備を発見したときは町の費用をもってこれを補修する。ただし、指定業者が施行した給水工事については、指定業者の費用をもって補修する。

(工事費の負担)

第12条 条例第7条のただし書の規定による町の費用をもって施工する給水工事とは、次の各号に掲げる工事をいう。

- (1) 道路改良工事等により配水管移設に伴い給水装置の改良を要するとき。

(2) 公道部分において、工事申込者が負担する給水管布設工事費の負担区分は別に管理者が定める当別町水道事業公道部分に属する給水工事の負担基準により負担するものとする。

(修繕工事)

第13条 修繕工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は除く。）とは、給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事をいう。

(修繕工事の施行)

第14条 給水装置の修繕工事は、次の各号に定めるところにより施行する。

(1) 修繕工事の申込みは指定業者が受付け、管理者の設計審査及び構造材質の確認を受けた後工事を施行するものとする。

(2) 指定業者は工事完了後すみやかに管理者の検査を受けなければならない。

(受水タンクの設置)

第15条 管理者が管理上必要と認める箇所または、一時に多量の水を使用する場合及び高層建築物に給水するときは、受水タンクを設置し、これに供給するものとする。

(受水タンクの設置基準)

第16条 受水タンクの構造及び材質の基準は、次の各号に定めるところとする。

(1) 受水タンクの構造は鉄筋コンクリート造り合成樹脂製または鋼板製とする。

(2) 汚染を防ぐため、雨水、地下水、ごみ、ほこり等が入らない構造とし槽にはふたを設け水密性にすること。また、越流管から外部の汚水が逆流しない構造であること。

(3) 使用水量に比して、水槽が過大でないこと。

(4) 設置場所は、明るく、換気が良く、掃除点検、修繕が容易に行なわれるような構造であること。

(受水タンク設置の給水装置)

第17条 受水タンク以下の給水装置の構造及び材質は、第5条の規定に基づくものとする。

2 前項の工事を施行する場合、工事着手前に管理者の設計審査及び材料検査を受けかつ工事竣工後すみやかに竣工検査を受けなければならない。

3 受水タンク以下の給水工事は、指定業者が施行する。ただし、管理者が特別に認めた場合はこの限りでない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第17条の2 条例第23条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則（昭和32年省令第45号）第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(給水の用途別種類)

第18条 条例第25条の規定による別表第1の用途別欄に掲げる用語の意義は次の各号に掲げるそれぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1) 家事用 家事の用に供するもの

(2) 業務用 官公署、会社、学校、病医院、店舗、銀行、旅館、ホテル、クリーニング所、理美容所、飲食店、食品製造業、工業用水、その他管理者が業務用として認定するもの

(3) 浴場用 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）に基づく公衆浴場の用に供するもの

(4) 臨時用 工事その他臨時の用に供するもの

(使用水量の計量)

第19条 条例第25条の3の規定により水道メーターの計量を行ったときは、計量結果を使用水量のお

知らせにより通知する。

2 前項の点検結果、水道使用水量に疑義があるときは、再計量を請求することができる。

(使用水量の認定)

第20条 条例第28条第3号に規定する管理者が必要と認めるときは、漏水の発生または使用水量の算定が困難なときをいう。

2 前項の規定により使用水量の認定が困難なときは管理者が別に定める当別町水道事業異状水量認定基準により認定するものとする。

(設計審査及び竣工検査手数料)

第21条 条例第34条第2項の規定する設計審査及び竣工検査手数料は、次に掲げる料率により、徴収するものとする。

号	工事費 (千円)	設計審査手数料			竣工検査手数料		
		率 (%)	最高額 (円)	(注)に該当 する範囲 (円)	率 (%)	最高額 (円)	(注)に該当 する範囲 (円)
1	50以下	1.5	750		9.0	9,000	
2	100以下	1.3	1,300	50,001 ～57,700	9.0	9,000	
3	200以下	1.0	2,000	100,001 ～130,000	8.0	16,000	100,001 ～112,500
4	300以下	0.9	2,700	200,001 ～222,300	7.0	21,000	200,001 ～228,600
5	400以下	0.8	3,200	300,001 ～337,500	6.0	24,000	300,001 ～350,000
6	500以下	0.7	3,500	400,001 ～457,200	5.5	27,500	400,001 ～436,400
7	750以下	0.6	4,500	500,001 ～583,400	5.0	37,500	500,001 ～550,000
8	1,000以下	0.55	5,500	750,001 ～818,200	4.5	45,000	750,001 ～833,400
9	1,000 超えるもの	0.50		1,000,001 ～ 1,100,000	4.0		1,000,001 ～ 1,125,000

(注) 第2号から第9号までの場合においてそれぞれ算出される額が、各号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額するものとする。

(水道料金及び手数料の延納、軽減又は免除)

第21条の2 条例第36条の規定による水道料金及び手数料の延納は、管理者が特に必要と認めた場合行うことができる。この場合において延納の期間は、その都度管理者が定める。

2 条例第36条の規定による水道料金及び手数料の軽減又は免除（以下「減免」という。）は、次のとおりとする。

区分	減免する場合	減免の額
水道料金	(1) 地下水を使用している者が条例第17条第1項の規定に基づく承認を受け、かつ、給水の用途が業務用(条例第25条の規定による	ア 水道の使用を開始した日以後最初に行われる水道メーターの点検に係る月分から12月分の基本料金

	別表第1の用途別欄に掲げるものをいう。)に該当する場合で1月当たり1,000立方メートル以上の使用が見込まれるもの	全額及び水量料金のうち当該使用水量の10分の10の量に該当する額 イ 水道の使用を開始した日以後最初に行われる水道メーターの点検に係る月分から13月以後48月分の水量料金のうち当該使用水量の10分の5の量に該当する額(この場合において、当該使用水量の10分の5の量に1mm未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
	(2) 当別町企業立地促進条例(平成22年当別町条例第5号)第3条に規定する助成措置の対象者であり、かつ、新たに水道メーターを設置する者で1月当たり1,000立方メートル以上の使用が見込まれるもの	水道の使用を開始した日以後最初に行われる水道メーターの点検に係る月分から36月分(飲食料品等製造業(同条例第2条第2号に規定するものをいう。))においては60月分)の水道料金のうち当該使用水量の10分の5の量に該当する額(この場合において、当該使用水量の10分の5の量に1mm未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
	(3) その他管理者が特に必要と認めた場合	その都度管理者が定める額
手数料	管理者が特に必要と認めた場合	その都度管理者が定める額

3 条例第36条の規定による水道料金及び手数料の延納又は減免を受けようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。

(申込及び届書等の様式)

第22条 次の各号に掲げる届書等の様式は当該各号に定めるところによる。ただし、当該各号に定める様式によりがたいときは、その様式に準じた別の様式を用いることが出来る。

(1) 給水工事申請書 様式—1

(条例第5条第1項の規定によるもの)

(2) 給水工事費分納申請書 様式—2

(条例第10条第1項の規定によるもの)

(3) 給水工事費分納証書 様式—3

(条例第10条第3項の規定によるもの)

(4) 給水装置使用廃止届 様式—4

(条例第13条第1項の規定によるもの)

(5) 水道使用申込書 様式—5

(条例第17条第1項の規定によるもの)

(6) 代理人選定届 様式—6

(条例第20条の規定によるもの)

(7) 給水装置(所有者、用途)変更届 様式—7

(条例第21条第1項第2号及び第2項第2号の規定によるもの)

(8) 消火栓使用届 様式—8

(条例第21条第1項及び第2項の規定によるもの)

- (9) 水道使用休止届 様式—9
(条例第21条第1項第1号の規定によるもの)
- (10) 水道料金・手数料延納申請書 様式—10
(条例第36条の規定によるもの)
- (11) 水道料金・手数料延納決定通知書 様式—11
(条例第36条の規定によるもの)
- (12) 水道料金減免申請書 様式—12
(条例第36条の規定によるもの)
- (13) 水道料金減免決定通知書 様式—13
(条例第36条の規定によるもの)
- (14) 手数料減免申請書 様式—14
(条例第36条の規定によるもの)
- (15) 手数料減免決定通知書 様式—15
(条例第36条の規定によるもの)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年1月24日水管規程第1号)

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年1月12日水管規程第1号)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年7月19日水管規程第2号)

この規程は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年7月7日水管規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年6月10日水管規程第1号)

この規程は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月17日水管規程第1号)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日水管規程第3号)

この規程は、平成10年4月10日から施行する。

附 則 (平成11年5月20日水管規程第1号)

この規程は、平成11年5月20日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日水管規程第6号)

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日水管規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日水管規程第8号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月30日水管規程第2号)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月9日水管規程第2号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

給 水 工 事 申 請 書

申請年月日 年 月 日

建築確認番号

当別町水道事業 管理者殿

第 号

申込者	住所	検査	工事の種類		新(1)①②③ 改(2)①②③④⑤ 際
	フリガナ 氏名	(承諾書) 私は下記の事項について承諾いたします。			
所有者	住所	関係事項	年 月 日	住所	石狩郡当別町本
	フリガナ 氏名	関係事項	年 月 日	住所	石狩郡当別町本
設置場所 及 使用箇所	住所	施工業者 氏名			
	フリガナ 氏名				

工 事 要 明 細 書									査 査 検 工 理 長 理 長	竣 工 日
概 算 額			形 状 寸 法	名 称 種 別	形 状 寸 法	積 算 額				
数 量	単 価	金 額				数 量	単 価	金 額	検 定 員	
				二分分岐サドル						
				二分分岐サドル取付					係 長	係 長
				止水栓取付						
				量水器					係	係
				量水器取付						
				水抜き栓取付						
				局内配管						検定員
				自在水栓					着手年月日	
				局内止水栓						
				止水栓						
				基礎工事					竣工年月日	
				保線工事						
				ポリエチレン管布設						
									※参考事項 新(1) ①新規に給水装置を ②既設の給水装置が一新 ③設置する工事 ④その他 される場合の工事 あつて建物が一新	
				小 計					改(2) ①口径変更 ②増設(水せん頻を増加 する工事) ③部分撤去(給水装置を 一部撤去する工事) ④位置変更 ⑤その他	
				経 計						
				設計書審査手数料						
				検功検査手数料						
				設計手数料						
				小 計						
				台 計						
				加入金						
				総 計						

量水器関係	指 針	手数料No.	手数料発付年月日	手数料収納年月日	手数料積算発付年月日	手数料積算収納年月日	承認印
施工業者							
口径							
メーカー	整理印	加入金No.	加入金発付年月日	加入金収納年月日	開 栓 年 月 日	工 事 No.	
機種							
水系							

給水工事費分納申請書

年 月 日

当別町長 殿

申請者住所_____

氏名_____印

代理人住所_____

氏名_____印

さきに申込みました下記場所の給水工事の費用を _____ヶ月に分納いたしたいので承認して下さい。おって承認の上は分納証書を提出します。

記

給水装置設置場所

申込者氏名	-----	職業又は勤務先	
申込者TEL		現在の月収額	現在の月収額 円
保証人氏名	-----	職業又は勤務先	
保証人TEL		現在の月収額	現在の月収額 円

注意

願出人が町外に居住している場合は分納工事費の納入通知等で必要がありますので町内に居住している人をその代理人と定め記名、捺印を願います。勤務先は詳細に記入して下さい。なお虚偽の記載をしたことが判明した場合は分納を承認いたしかねます。

給 水 工 事 費 分 納 証 書

年 月 日

当別町長 殿

申請者住所

氏名 印

保証人住所

氏名 印

- 1 下記分納工事費の納入については当別町給水条例第10条の規定により分納工事費に関する一切の責任は私及び保証人において引受けいささかも迷惑かけません。
- 2 分納工事費は毎月水道部窓口を支払います。
- 3 期限内に支払できないときは、保証人において滞納工事費を完納します。
- 4 本証書に違反し滞納したときは当別町給水条例第38条の規定により停水処分を受けても異議ありません。

記

給 水 装 置 場 所			
分 納 工 事 費 総 額		金	円也
分 納 期 間		自 年 月 日	至 年 月 日
分 納 の 方 法	第 1 回 納 入 金	金	円也 月 日
	第 2 回以降納入金	金	円也 自 月 日・至 月 日 回
	最 終 回 納 入 金	金	円也 月 日
<p>工事完了後分納工事費総額に過不足が生じたときは最終回納入で精算することに異議ありません。</p>			

様式—4

給水装置使用廃止届

年 月 日

当別町水道事業

当別町長 殿

住 所
所有者
氏 名 印

種 別

給水栓所在地

理 由

廃止年月日

年 月 日

様式—5

水 道 使 用 申 込 書

栓 番 _____

使用者 郵便番号 _____ 住所 _____
氏名(漢) _____
氏名(カナ) _____

所有者 郵便番号 _____ 住所 _____
氏名(漢) _____
氏名(カナ) _____

用途 水道 _____ 下水 _____

使用者 銀行区分 _____ 預金種別 _____ 口座No. _____
口座名 _____

所有者 銀行区分 _____ 預金種別 _____ 口座No. _____
口座名 _____

人員 _____ 前月指針(水道) _____ 前月指針(下水) _____

取付日付 _____ 施行業者 _____ 口径 _____ メーカー _____

機種 _____ 水系 _____ 水道料金区分 _____ 開栓区分 _____

下水認定水量 _____ 摘要 _____

使用開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 住所 _____ Tel _____

受付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申請人 _____

代 理 人 選 定 届

年 月 日

当別町水道事業

当別町長 様

住 所
所有者 氏 名

(電話番号 ー)

給 水 装 置	設 置 場 所	当別町
	種 別	
アパート等の名称		
代 理 人	住 所	当別町
	氏 名	

給水装置（所有者・用途）変更届

年 月 日

当別町水道事業

当別町長 様

届出人

住 所

氏 名

印

所有者・用途について下記のとおり変更になりますので、お届けいたします。

記

給水装置所在地

水 道 栓 番

変 更 年 月 日

年 月 日

所有者変更関係

変更前	住 所
	氏 名 印
変更後	住 所
	氏 名 印

用途変更関係

変更前用途	変更後用途
-------	-------

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

当別町長 殿

住所
届出人
氏名 印

栓 別	1 消火栓 2 私設消火栓 3 その他
使 用 場 所	当別町
使 用 期 間	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
使 用 目 的	1 消防演習に消火栓を使用 2 火災消防用として使用 3 その他

水 道 使 用 休 止 届

年 月 日

当別町水道事業

当別町長 様

住 所
所有者 氏 名

(電話番号 ー)

下記のとおり休止するのでお届けします。

記

給水栓所在地	当別町
給水栓番号	
休止理由	
休止期間	

当別町水道事業

当別町長 様

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

水道料金・手数料延納申請書

次のとおり、当別町水道事業給水条例第 36 条の規定による水道料金・手数料の延納を受けたいので申請します。

1 水道料金・手数料の別 (該当の□にレ点を記入ください)	<input type="checkbox"/> ①水道料金 <input type="checkbox"/> ②手数料
2 延納金額	
3 延納の期間	
4 延納の理由	

当別町水道事業

当別町長 様

申請者 氏名又は名称

印

住 所

代表者氏名

水道料金・手数料延納許可通知書

年 月 日付けで申請のありました水道料金・手数料の延納については、審査の結果下記のとおり許可いたします。

記

1 水道料金・手数料の別 (該当の□にレ点を記入ください)	<input type="checkbox"/> ①水道料金 <input type="checkbox"/> ②手数料
2 延納金額	
3 延納の期間	
4 延納の理由	

当別町水道事業

当別町長 様

申請者 氏名又は名称 印
 住 所
 代表者氏名

水道料金減免申請書

次のとおり、当別町水道事業給水条例第36条の規定による水道料金の減免を受けたいので申請します。

1 使用場所			
2 使用者名			
3 減免の理由 (該当理由の□にレ点を記入ください)		<input type="checkbox"/> ①地下水の使用を止め、当別町水道事業より給水を行うため <input type="checkbox"/> ②当別町企業立地促進条例第3条に規定する助成措置の対象者のため <input type="checkbox"/> ③その他 ()	
4 水道使用年月日		年 月 日	
5 水道使用の目的			
6 減免の理由が①の方のみ記入	今後の地下水施設の予定	年 月 日 撤去・封鎖・使用可能の状態	
	地下水利用の状況	吐出口の内径	mm
		一日最大給水量	m ³
		一日平均給水量	m ³
同意事項 (□にレ点を記入ください)	<input type="checkbox"/> 下記の事項に同意します。 ・適用要件に該当するか確認のため、現地で給水装置、地下水施設等を確認するので、申請した者は現地確認の受け入れをする。		
7 添付書類 (□にレ点を記入ください) (減免の理由が②の方は当別町企業立地促進条例の指定通知の写しの添付が必要になります)		<input type="checkbox"/> 当別町企業立地促進条例の指定通知の写し <input type="checkbox"/> その他 ()	
8 担当者部署名・氏名			
9 担当者電話番号			

様

当別町水道事業
当別町長

水道料金減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水道料金の減免については、審査の結果下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 使用場所	
2 使用者名	
3 減免の理由(減免とならない理由)	
4 減免の額	

当別町水道事業
当別町長 様

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名
印

手 数 料 減 免 申 請 書

次のとおり、当別町水道事業給水条例第 36 条の規定による手数料の減免を受けたいので申請します。

1 減免の理由	
2 担当者部署名・氏名	
3 担当者電話番号	

年 月 日

様

当別町水道事業
当別町長

手数料減免決定通知書

年 月 日付けで申請のありました手数料の減免については、審査の結果下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 減免の理由(減免とならない理由)	
2 減免の額	